

○ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成十八年三月二十九日)

(経済産業省告示第六十二号)

改正 平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号
 同 二九年 三月二八日同 第 五四号
 同 三一年 三月二九日同 第 六八号
 令和 元年 七月 一日同 第 四六号
 同 五年 三月二八日同 第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、ジャー炊飯器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平25経産告269・改称)

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第19号に掲げるジャー炊飯器(以下「ジャー炊飯器」という。)の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、目標年度(平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷するジャー炊飯器のエネルギー消費効率(2に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
加熱方式	最大炊飯容量	区分名	
電磁誘導加熱方式のもの	0.54リットル以上0.99リットル未満	A	$E_K = 0.209M + 48.5$

	0.99リットル以上1.44リットル未満	B	$E_K = 0.244M + 83.2$
	1.44リットル以上1.80リットル未満	C	$E_K = 0.280M + 132$
	1.80リットル以上	D	$E_K = 0.252M + 132$
電磁誘導加熱方式のもの 以外	0.54リットル以上0.99リットル未満	E	$E_K = 0.209M + 36.7$
	0.99リットル以上1.44リットル未満	F	$E_K = 0.244M + 75.6$
	1.44リットル以上1.80リットル未満	G	$E_K = 0.280M + 99.0$
	1.80リットル以上	H	$E_K = 0.252M + 122$

備考

- 1 「最大炊飯容量」とは、製造事業者等指定の計量カップの容積（単位 リットル）に設計上の最大計量カップ数を乗じた数値をいう。
- 2 E_K 及び M は、次の数値を表すものとする。

E_K ：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

M ：蒸発水量（1回当たりの炊飯時消費電力量の測定の際に炊飯器機体外に放出した水の質量とし、炊飯時消費電力量の全ての測定の際の値の平均値とする。なお、放出した水の質量とは、炊飯直前の米及び水をセットした炊飯器本体質量から炊飯終了1分以内の蓋を開ける前の炊飯器本体質量を減じた値をグラム単位で、小数点以下2桁を四捨五入した小数点以下1桁で表した数値をいう。）

2 エネルギー消費効率の測定方法

1 のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$$E = \{ (A \times N_A) + (B \times H_B) + (C \times H_C) + (D \times H_D) \} / 1000$$

この式において、 E 、 A 、 N_A 、 B 、 H_B 、 C 、 H_C 、 D 及び H_D は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E ：エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

A ：1回当たりの炊飯時消費電力量（単位 ワット時毎回）

N_A ：年間当たりの炊飯回数（単位 回数毎年）

B ：1時間当たりの保温時消費電力量（単位 ワット時毎時）

H_B：年間当たりの保温時間（単位 時間毎年）

C：1時間当たりのタイマー予約時消費電力量（単位 ワット時毎時）

H_C：年間当たりのタイマー予約時間（単位 時間毎年）

D：1時間当たりの待機時消費電力量（単位 ワット時毎時）

H_D：年間当たりの待機時間（単位 時間毎年）

なお、N_A、H_B、H_C、及びH_Dの数值は表1の最大炊飯容量に応じて、同表に掲げる数值とする。

表1 エネルギー消費効率算定式の係数

最大炊飯容量（リットル）	N _A	H _B	H _C	H _D
0.54以上0.99未満	290	920	750	2,760
0.99以上1.44未満	340	1,540	1,190	2,990
1.44以上1.80未満	390	2,180	1,880	1,210
1.80以上	350	2,420	1,000	2,150

(1) A：1回当たりの炊飯時消費電力量（単位 ワット時毎回）

1回当たりの炊飯時消費電力量は、次の方法により通常炊飯コースにて炊飯開始から炊飯終了まで測定した消費電力量とし、3回測定した測定値の平均値とする。ただし、3回の測定値の平均値と3回の測定値を比べ、その乖離が±2.0%以上ある場合は、更に測定を2回追加して行い、計5回の測定値の平均値とする。

① 炊飯精米質量は、表2の左欄の最大炊飯容量に応じて同表右欄に掲げる炊飯精米質量とする。

表2 最大炊飯容量と炊飯精米質量

最大炊飯容量（リットル）	炊飯精米質量（グラム）
0.54以上0.99未満	300
0.99以上1.44未満	450

② 米の仕様は、次のとおりとする。

ア 品種は「コシヒカリ」とする。

イ 玄米の状態に含まれる水分が13%以上15%以下のもの。なお、水分の測定は、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣が定める標準計測方法（平成13年農林水産省告示第332号）の「第2 計測方法」により行うこと。

ウ 質量換算で歩留まり90±1.5%に精米加工を行い、1.8ミリメートルメッシュのふるいにかけて異物及び割れた米粒を取り除くこと。

③ 炊飯水量は、使用する炊飯精米質量に対し、取扱説明書等で製造事業者等が指定する水の質量とする。なお、炊飯水量には、洗米の際に付着する水分を含む。

ただし、使用する炊飯精米質量に対し、製造事業者等が指定する水の質量が定められていない場合は、使用する炊飯精米質量に最も近い製造事業者等が指定する炊飯精米質量と、それに対して指定する水の質量との割合（設計加水率： α ）を算出して、次式に基づき炊飯水量を求めることとする。

$$M_W = M_R \times \alpha$$

M_W ：炊飯水量（単位 グラム）

M_R ：炊飯精米質量（単位 グラム）

α ：設計加水率

④ 炊飯器本体ヒーター部分及び内鍋の試験開始前の温度は23±2℃とすること。

⑤ 炊飯前に精米のもみ洗いを3回行う。なお、1回当たりのもみ洗いについては、注水開始から排水終了までの時間を20秒以内で行うこととする。

⑥ 試験開始前水温は、23±1℃とする。

⑦ 消費者によって任意にON/OFFできる付加機能を有するものは、付加機能をOFFにする。ただし、浸漬、蒸らし等炊飯に必要な不可欠な機能はOFFにすることは出来ない。

⑧ 洗米から炊飯開始までの時間は、10分以内とする。

(2) B：1時間当たりの保温時消費電力量（単位 ワット時毎時）

1時間当たりの保温時消費電力量は、次の方法により測定した保温を1時間行うための消費電力量とする。

- ① 1回当たりの炊飯時消費電力量の測定終了後、直ちに保温を開始することとする。
- ② 保温開始から12時間経過するまでの消費電力量を測定し、その測定値を12で除した数値とする。

なお、保温時間が12時間を経過する前に終了する機種については、保温機能が停止するまでの消費電力量を測定し、その測定値を保温機能の持続時間で除した数値とする。

(3) C：1時間当たりのタイマー予約時消費電力量（単位 ワット時毎時）

1時間当たりのタイマー予約時消費電力量は、炊飯器に内鍋を入れた状態で、米を入れずに蓋を閉め、炊飯予約のタイマーをセットし、消費電力の安定後、1時間測定した消費電力量の数値とする。

(4) D：1時間当たりの待機時消費電力量（単位 ワット時毎時）

1時間当たりの待機時消費電力量は、炊飯器に内鍋を入れた状態で、米を入れずに蓋を閉め、待機状態において消費電力の安定後、1時間測定した消費電力量の数値とする。

(5) 測定条件

- ① 周囲温度は 23 ± 2 ℃とする。
- ② 機器は、厚さが10ミリメートル以上の表面が平らな木台の上に通常の状態を設置する。
- ③ 電源電圧は 100 ± 1 ボルト、電源周波数は 50 ± 0.1 Hz又は 60 ± 0.1 Hzとする。
- ④ 秤は、0.1グラムまで計測可能なものとし、測定値に対する相対誤差の大きさとして ± 0.5 %以内を確保すること。
- ⑤ 電力量計は、測定値に対する相対誤差の大きさとして ± 2 %以内を確保すること。
- ⑥ 温度計は、日本産業規格B7414(2018)表4のL又はMの温度計を使用すること。
- ⑦ 熱電対は、日本産業規格C1602(2015)に規定される種類Tのもの、かつ、クラス1のものを使用すること。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成二五年一月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のⅠのⅠの(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、ⅠのⅠの(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにⅠのⅡの(2)の(2—2)の④のウ、同(5)の(5—2)の④のイ及び同(6)の(6—2)の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）、第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置のⅠのⅠ—Ⅰの改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二九日経済産業省告示第六八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。